

## 函館市日常生活支援住居施設の認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市が、日常生活支援住居施設の認定に関する基本的事項を定めることにより、認定の事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常生活支援住居施設 無料低額宿泊所のうち、生活支援を行う人員配置を行う等、一定の要件を満たすものとして、函館市の認定を受けた施設
- (2) 要件省令 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）

### (認定の要件)

第3条 日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第1条の規定により、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県、市町村または法人が経営しているものであること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2第1項に規定する社会福祉住居施設（同法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設に限る。）であつて、当該施設を経営する者が同法第72条の規定による経営の制限または停止を命ずる処分を受けていないこと。
- (3) 要件省令第3章および第4章に定める人員ならびに設備および運営に関する基準に従つて将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。
- (4) 当該施設を経営する者が、要件省令第6条第1項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し、または社会福祉法第72条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから5年を経過していない者でないこと。

### (認定の申請)

第4条 日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第2条第1項の規定に基づき、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

### (認定および通知)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合において、審査の結果、要件省令等に定める基準を満たしており、将来にわたり適正な事業の運営をできると認められるときは、当該申請をした者に対し、認定する旨を別記第3-1号様式の通知書により通知するものとする。また、要件省令等に定める基準を満たさない場合および一定の需要が見込まれず、施設の運営や入居

者の支援に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、当該申請をした者に対し、認定しない旨を別記第3-2号様式の通知書により通知するものとする。

(委託事務費)

第6条 市長は、日常生活支援住居施設の認定後、要件省令第3章の規定に基づき、加算分を含めた委託事務費の単価を設定し、別記第4号様式の通知書により当該施設の運営者に通知するものとする。

(認定の変更)

第7条 認定を受けた日常生活支援住居施設は、申請事項に変更があった場合は、速やかに別記第5号様式の変更届により市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第8条 認定を受けた日常生活支援住居施設は、運営の継続を希望しなくなった場合または要件省令等に定める基準に従って日常生活支援住居施設を運営できなくなることが見込まれる場合は、市長に対し3月以上の予告期間を設けたうえで別記第6号様式の辞退届により認定を辞退することができる。

2 日常生活支援住居施設の認定を辞退した後も当該施設を引き続き無料低額宿泊所として運営することを妨げない。

(認定の取消し等)

第9条 認定を受けた日常生活支援住居施設が、要件省令等に定める基準を満たさないと認められる場合にあっては、市長はその改善を求め、改善が見込めないときは認定の取消しまたは認定の効力の停止を別記第7号様式の通知書により通知するものとする。

2 委託事務費の請求に不正が発覚した場合または入所者の生命および身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、市長はただちに認定の取消し、または認定の効力の停止を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。